

序：沼田都市計画マスタープランとは

1. 沼田都市計画マスタープラン改訂の主旨

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村ごとに地域の実情と市民の意向を反映した都市計画に関する最も基本的な方針を定めたものです。

沼田市では、平成 22 年 3 月に沼田都市計画マスタープランを策定しましたが、策定後、約 10 年が経過し、人口減少と高齢化が同時に進行する局面において都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しており、社会情勢や財政状況の変化を考慮し、これらの状況に対応した改訂が必要となりました。

そこで、現計画に掲げる基本理念、基本目標や基本方針を継承しつつ、本市を取り巻く環境の変化や上位計画である沼田市第六次総合計画などに対応した見直しを行うとともに、都市づくりに関わる施策・事業の進捗による時点修正を行うため、沼田都市計画マスタープランを改訂することとしました。

2. 沼田都市計画マスタープランの役割

沼田都市計画マスタープランには、沼田市第六次総合計画にある本市の将来像『こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田』を都市計画の立場から実現していくために、つぎのような役割があります。

○実現すべき都市の将来像の提案

実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針、地域別の方針を明らかにし、これを市民に分かりやすく公表し、本市の都市づくりに関する基本的な考えを提案します。

○都市づくりの諸施策の総合調整

都市計画区域、土地利用、道路、公園、土地区画整理、下水道など都市の基盤づくりのための施策、市民が安全で快適に生活していくための環境整備に関する施策など、様々な施策の総合的な調整を図り、諸施策の基本的な方針とします。

○地域の実情に配慮した都市づくり施策の提案

地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにし、住民意向を踏まえ、地域特性を活かした都市づくりを進めるための施策を提案します。

○市民・企業・行政等多様な主体の参加

都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、企業・行政等の共通の目標として広く示すことで、お互いに都市計画に対する理解を深め、市民や企業などの都市づくりへの参加や協力を促します。

○具体的な都市計画の決定・変更の指針

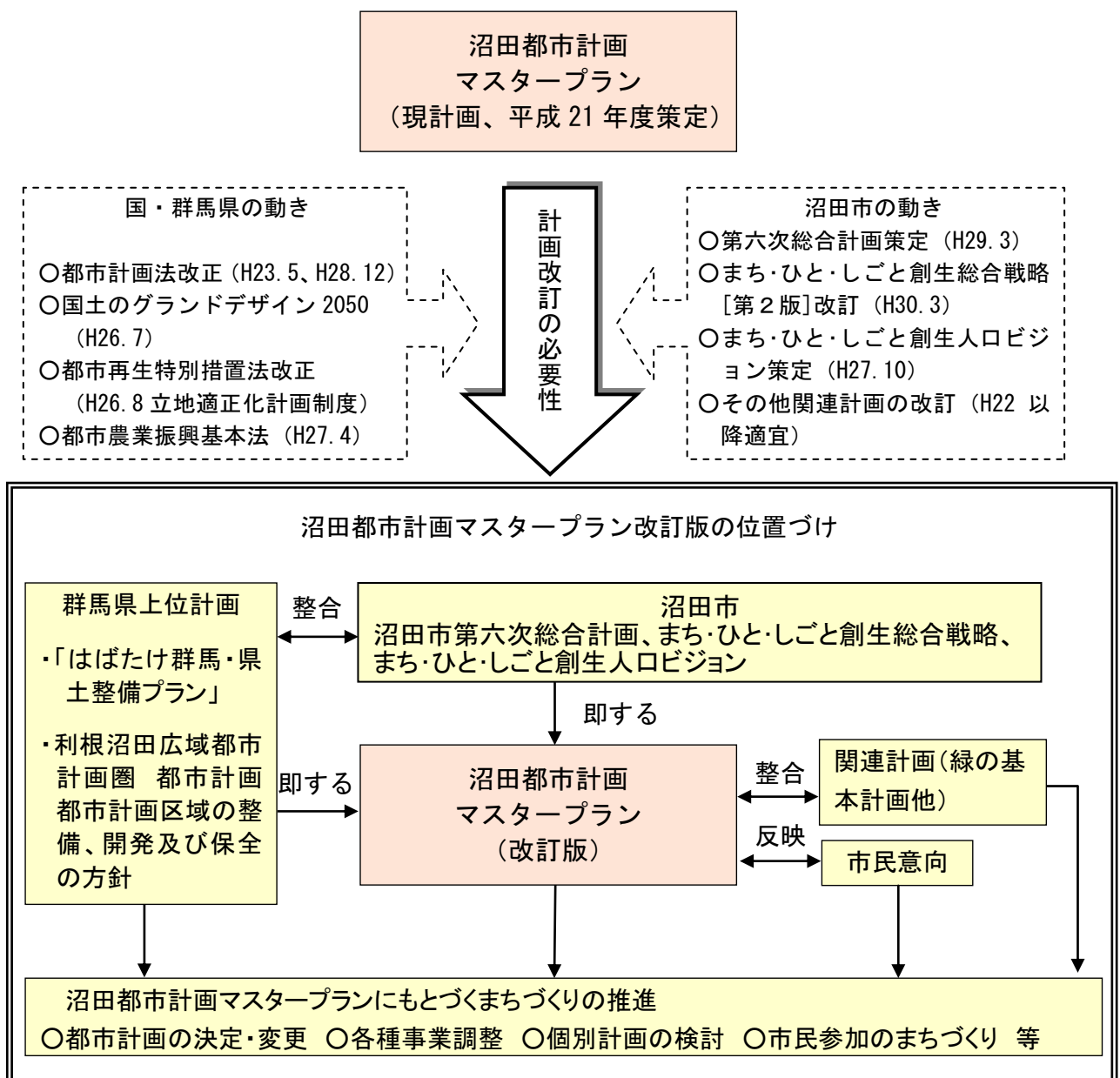
都市計画区域の拡大や、準都市計画区域の導入、既決用途区域の見直しなど、土地利用や各種事業に関する都市計画決定・変更の指針となります。

3. 沼田都市計画マスタープランの位置づけ

沼田都市計画マスタープランは、上位計画である群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、本市の「沼田市第六次総合計画」に即するものであり、また、個別の都市計画の総合調整を図る沼田都市計画の基本的な方針となります。

策定にあたっては、市民意見の反映を図りつつ、市が主体となって進め、上位計画の更新などに伴い、諸施策の展開状況を考慮し、見直しました。

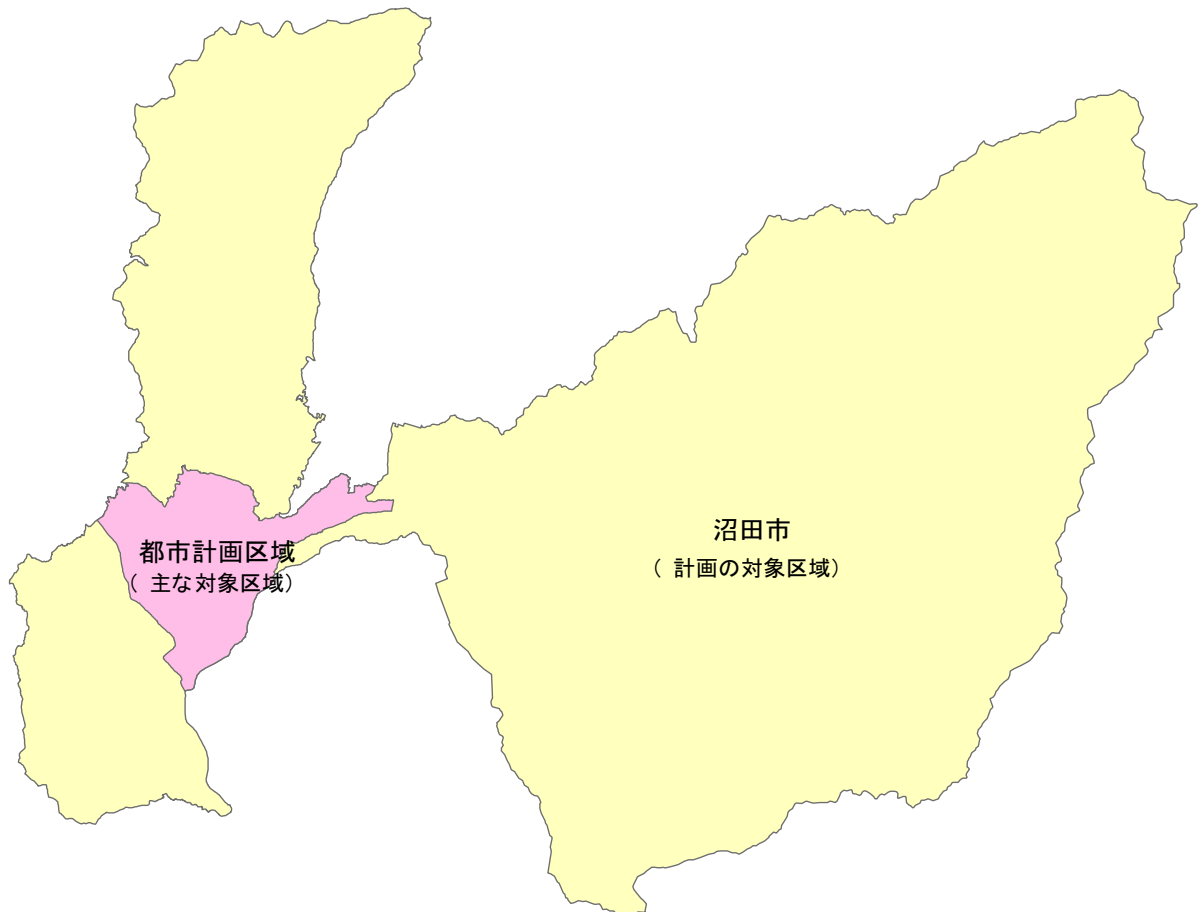
■ 沼田都市計画マスタープランの位置づけ



4. 沼田都市計画マスタープランの対象区域

沼田都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域を主としながらも、沼田市全域を対象とするものとします。

■ 沼田都市計画マスタープランの対象区域



5. 沼田都市計画マスタープランの改訂体制

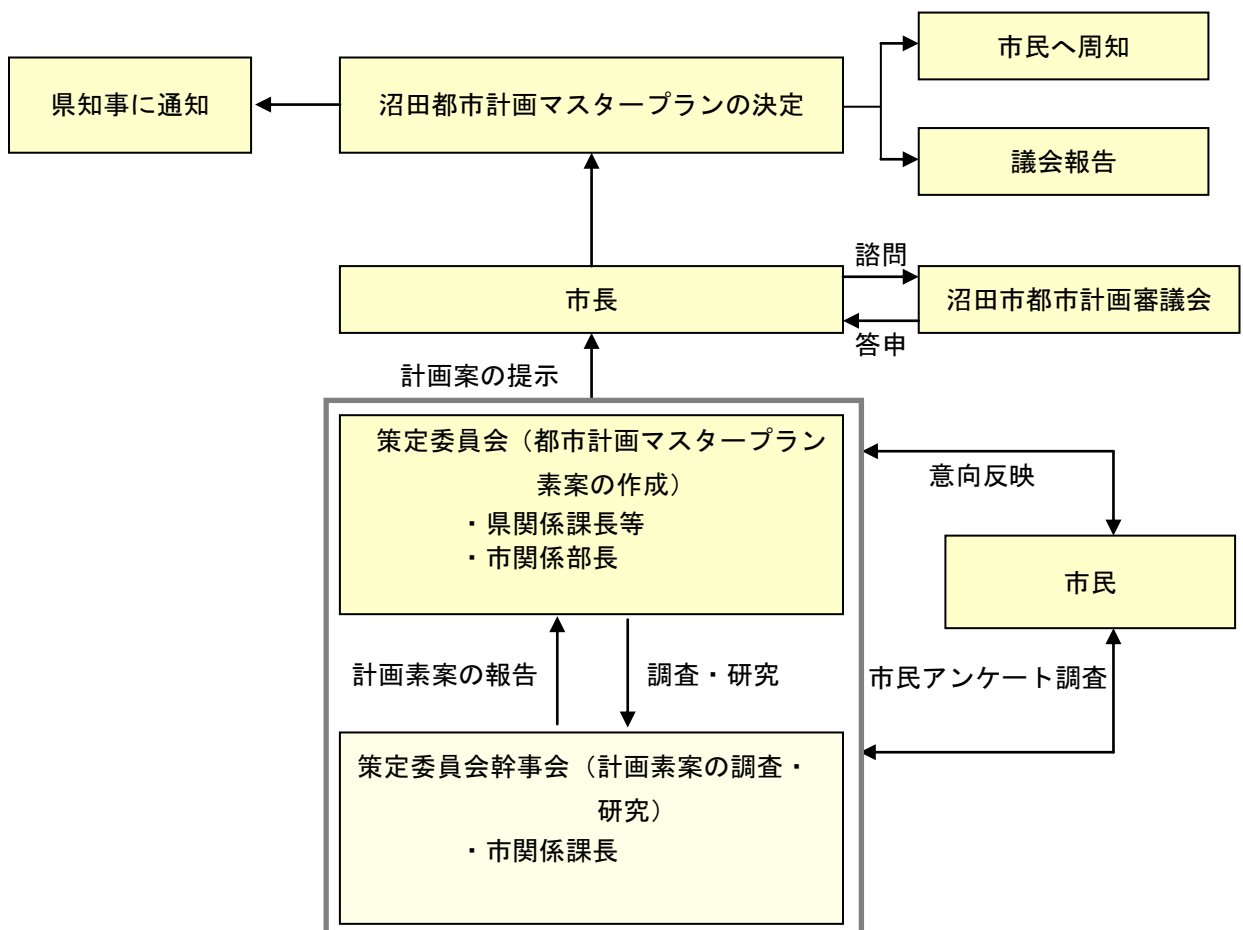
沼田都市計画マスタープランの改訂にあたっては、市民アンケート調査によって市民意向を把握するとともに、策定委員会・策定委員会幹事会を組織して、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行いました。

策定委員会幹事会は、市の関係職員で構成され、策定委員会の任務を円滑に遂行するため、素案について調査・研究を行い、策定委員会に報告いたしました。

策定委員会は、県及び市の関係職員で構成され、策定委員会幹事会での検討を経た素案に対して総合的な検討と調整を行いました。

市長は、このような調整を経て集約された計画案について、沼田市都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて「沼田都市計画マスタープラン」を決定する予定です。

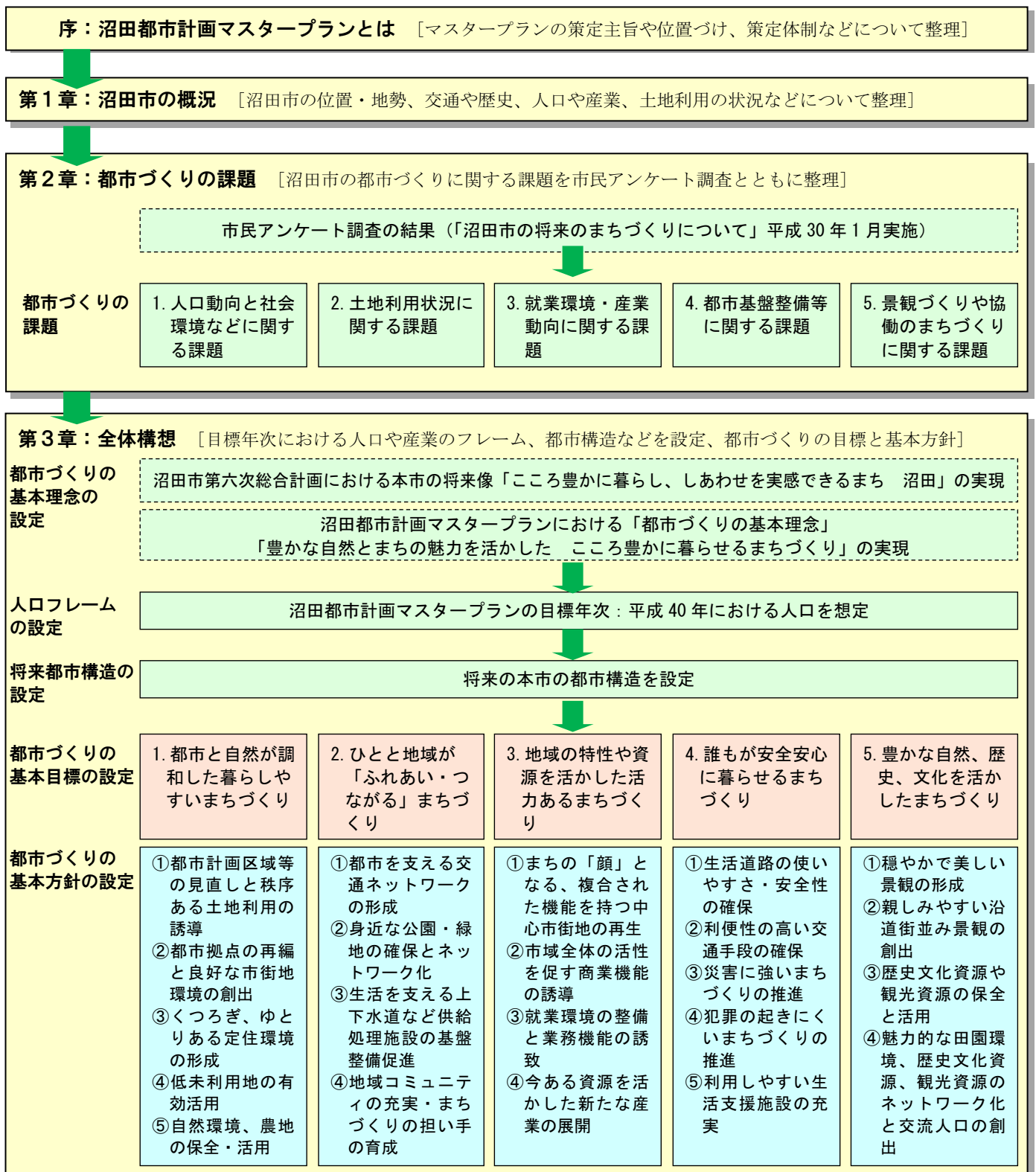
■ 沼田都市計画マスタープランの改訂体制



6. 沼田都市計画マスタープランの構成

「沼田都市計画マスタープラン」は、目指すべき都市の目標像とその実現のための基本方針を定める「全体構想」、都市計画の分野別にまちづくりの方針を定める「分野別構想」、身近な地域ごとにまちづくりの方針を定める「地域別構想」を中心として、概略つぎのように6章の構成を検討しています。

■ 沼田都市計画マスタープランの構成



第4章：分野別構想 [将来都市の目標像を実現するため、都市計画の分野別にまちづくりの方針を設定]

都市づくりの目標 分野別の方針	1. 都市と自然が調和した暮らしやすいまちづくり	2. ひとと地域が「ふれあい・つながる」まちづくり	3. 地域の特性や資源を活かした活力あるまちづくり	4. 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり	5. 豊かな自然、歴史、文化を活かしたまちづくり
1.土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○秩序ある土地利用の誘導 ○くつろぎ、ゆとりある定住環境の形成 ○自然地、農地の保全・活用 		<ul style="list-style-type: none"> ○市域全体の活性を促す商業・業務機能の誘導 ○企業誘致にあわせた立地環境の形成 		○都市計画区域外の方針
2.都市基盤施設の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な道路ネットワークの形成 ○公園・緑地の充実とネットワーク化 ○生活を支える供給処理施設の基盤整備促進 		<ul style="list-style-type: none"> ○利便性の高い交通手段の確保 ○市民の生活を支える施設やサービスの充実 	
3.自然環境、景観等の整備・保全の方針			<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化・観光資源等の活用と交流人口の創出 		<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の保全・活用 ○都市と自然が調和した美しい景観の形成 ○歴史文化・観光資源等の活用と交流人口の創出
4.安全安心まちづくりの方針				<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強いまちづくり ○安心して暮らせるまちづくり ○人にやさしいまちづくり 	

第5章：地域別構想 [将来都市の目標像を実現するため、身近な地域ごとにまちづくりの方針を設定]

地域別のまちづくりの方針	都市計画区域内の5地域					都市計画区域外
	1.中央地域	2.西部地域	3.東部地域	4.南部地域	5.北部地域	6.都市計画区域外

第6章：実現化方策 [効率的にまちづくりを進めるための、協働のまちづくりや都市づくりの推進]

参考：都市計画とは

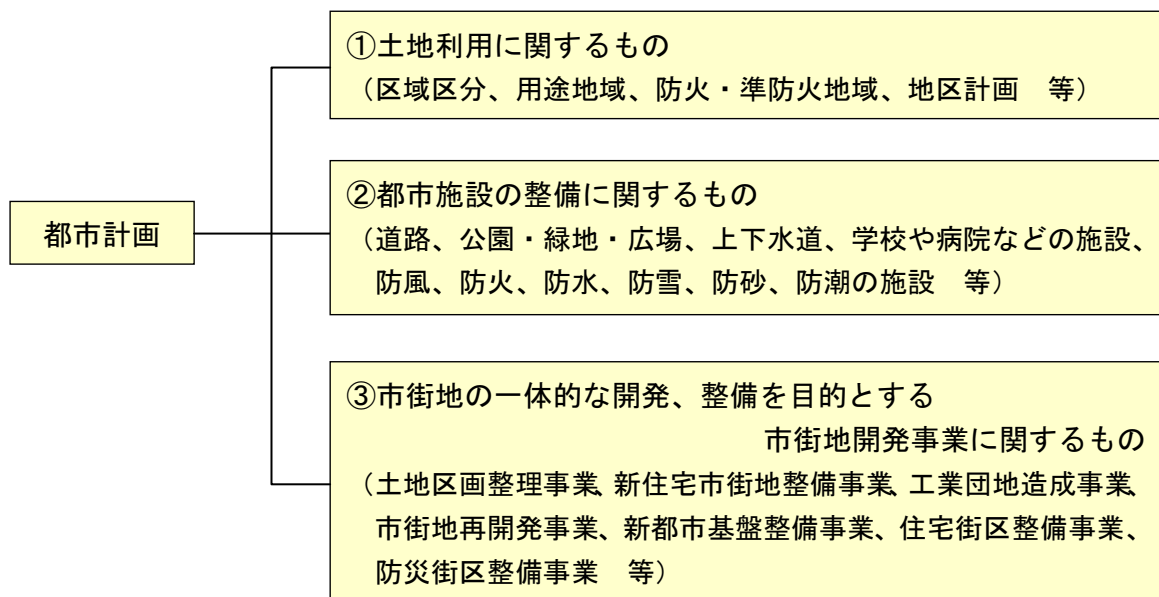
都市計画とは、健康で文化的な都市空間と機能的な都市活動を確保し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用のあり方や都市施設の整備、市街地の開発や保全などの総合的な計画、及びその実現を図ることを指します。つまり、各種都市施設や土地利用など都市を構成するさまざまな要素を相互に調和させ、良好な生活環境・都市空間の創出を図る計画です。

都市計画法第2条

「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」

また、都市計画法に基づく都市計画は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」であり、以下のように大きく3つの体系に整理することができます。

■ 都市計画の主な内容



■ 都市計画法の主な改正経緯

昭和 43 年	都市計画法の制定、地区計画／都市計画マスタープラン
平成 10 年	特別用途地区の多様化、市街化調整区域における地区計画制度の拡充、都市計画の決定権限の委譲
平成 12 年	都市計画区域マスタープランの創設、線引きの選択性、準都市計画区域の創設
平成 14 年	都市再生特別地区の創設、都市計画提案制度の創設
平成 18 年	市街化区域・用途地域における立地規制、非線引き白地地域等における立地規制、用途を緩和する地区計画制度の創設、準都市計画制度の拡充、都市計画手続等の円滑化・広域調整手続の充実、開発許可制度の見直し
平成 23 年	地域地区や都市施設に係る都市計画決定が基礎自治体へ権限移譲
平成 24 年	地域地区に、住居調整地域及び特定用途誘導地区を追加 住居調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画は、市町村が定めることに変更
平成 28 年	特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加 公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の規模の最低限度について地方公共団体が条例により現行の 0.3ha から 1 ha を超えない範囲で緩和することが可能 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等に係る占有期間が現行制度において上限が「6 月」と定められている占有物件について、その上限を「1 年」に延長